

特定非営利活動法人 都市づくり建築技術研究所

確認検査業務約款

(責務)

- 第 1 条 建築主(以下「甲」という。)及び特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所(以下「乙」という。)は、建築基準法(以下「法」という。)ならびにこれに基づく命令および条例を遵守し、この約款(申請書、及び引受証を含む。以下同じ。)及び「特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所確認検査業務規程」(以下「規程」という。)に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」という。)を履行する。
- 2 甲は乙への建築確認申請書及び添付図書について事実と相違ない事を記載しなければならない。
- 3 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書又は引受証に基づく業務を次条に規定する日(以下「業務期日」という。)までに行わなければならない。
- 4 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 5 甲は、別に定める「特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所確認検査業務手数料規程」(以下「手数料規程」という。)に基づき算定された額の手数料を、第3条に規定する日(以下「支払期日」という。)までに支払わなければならない。
- 6 甲は、この約款に定めのある場合、または乙の請求があるときは、甲は業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書又は引受証に基づく業務の対象建築物等(以下「対象建築物等」という。)の計画、施工方法、その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 7 甲は、乙が確認検査業務を行う際に、対象建築物等の敷地または工事場に立ち入り、業務上必要な調査または検査を行うことができるよう協力しなければならない。
- 8 甲は、乙の確認検査業務において、対象建築物等の確認申請に係る図書に関し乙の審査において必要と認められる追加説明等の求め又は不備や不明確な点等の指摘に対し、速やかに補正や追加説明書等必要な措置をとらなければならない。乙が期限を明示した場合は、当該期限内にこれを行わなければならない。完了検査申請における追加説明書等必要な措置についても同様とする。

(業務期日)

- 第 2 条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。
- (1) 確認業務  
法第6条第1項第1号、2号及び3号に係る建築物については、35日以内(業務規程に規定する休日は含まない。以下本条において同じ。)。その他のものについては、7日以内とする。ただし、別途定めがある場合はこの限りでない。
- (2) 中間検査業務  
特定工事終了年月日から3日以内
- (3) 完了検査業務  
工事完了日から7日以内
- (4) 仮使用認定業務  
申請引受年月日から21日以内
- 2 対象建築物等の計画が法6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要するものである場合であって、法6条の3第5項に規定する通知書の交付があったときは、乙は、当該通知書に記載された期間の限りにおいて、前項第1号の日を延長できる。
- 3 乙は、甲が前条第5項から第8項までに定める責務を怠ったときその他乙の責に帰すことができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対してその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項について甲乙協議して決める。

(手数料の支払期日)

- 第 3 条 甲の支払期日は、次の各号に定める期日とする。
- (1) 確認の申請手数料 引受承諾書交付日の当日
- (2) 中間検査の申請手数料 中間検査引受証交付日の当日
- (3) 完了検査の申請手数料 完了検査引受証交付日の当日
- (4) 仮使用認定の申請手数料 仮使用認定に係る引受承諾書交付日の当日

(手数料の支払方法)

- 第 4 条 甲は、手数料を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。
- 2 甲は、甲乙協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

(確認申請中の計画変更)

- 第 5 条 甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により対象建築物等の計画を変更する場合、甲は、当該確認の申請を速やかに取り下げなければならない。取り下げた後、当該変更後の対象建築物等の計画の確認の申請を乙に再度提出する場合は、別件として改めてこれを行わなくてはならない。
- 2 前項の申請の取り下げがなされた場合は、第6条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

- 第 6 条 甲は次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
- (1) 乙が正当な理由なく、第2条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのないとき。
- (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときは、手数料規程に定める場合を除きこれを甲に返還せず、また当該手数料がいまだ支払われていないときはこの支払いを甲に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

- 第 7 条 乙は次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
- (1) 甲が正当な理由なく、第3条の各号に掲げる手数料を当該各号に定める支払期日までに支払わない場合。
- (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料がいまだ支払われていないときはこの支払いを甲に請求することが出来る。また、乙はその契約解除によって甲に生じた損害についてはその賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときはその賠償を甲に請求することが出来る。

(計画の特定行政庁への通知)

- 第 8 条 乙は、この契約を締結した後、対象建築物等の計画の概要を、建築場所を所管する特定行政庁へ通知する。
- 2 前項の通知によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(電子申請)

- 第 9 条 甲の確認申請、中間検査申請、完了検査申請又は仮使用認定(以下「確認申請等」という。)が、電子申請の方法により行われた場合において、乙は、次の各号について、電子情報処理組織にて交付を行う。ただし、甲乙協議の上で、交付方法について、別途定めることができる。

(秘密保持)

- 第 10 条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、または自己の利益のために使用してはならない。

(損害賠償)

- 第 11 条 甲及び乙はこの契約に定める業務に関して発生した損害に係る賠償額を相手方に請求することが出来る。ただし、その損害賠償請求額の上限を申請手数料の10倍までとする。

(別途協議)

- 第 12 条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議のうえ定めるものとする。